

事後調査報告書の意見書を提出する方へ

事後調査報告書について、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」という。）第36条の規定に基づき、次のとおり市に意見書を提出することができます。

1 意見書を提出できる方及び記載する内容

- ・事後調査報告書に記載された内容が、条例評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地からの意見のある方が提出することができます。
- ・事後調査報告書に記載された、事後調査の結果についての意見を具体的かつ明瞭にお書きください。

2 提出された意見書の取扱い

- （1）意見書の提出があった場合、アセス条例第37条に基づき、市は事後調査実施者に対し、必要な資料の提出及び報告等を求めることがあります。
- （2）手続に係る連絡等のために住所、氏名を御記入いただき、個人情報川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。
- （3）御提出いただいた意見書の仕分け業務を、外部委託する場合があります。

3 意見書の提出方法及び提出先

郵送、持参又は本市ホームページ内フォームのいずれかにより御提出をお願いします。（区役所等及び電話、ファクス、Eメール等では受け付けていません。）

【郵送の場合】〒210-8577 川崎市環境局環境評価課（住所記載不要）

【持参の場合】川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎 20 階

【本市ホームページ内フォーム】

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000095709.html>

🔍 検索 川崎市 アセス図書意見



上記ページの「現在、条例に基づき意見書の提出が可能な環境影響評価図書一覧」からリンク先を参照

4 意見書を提出できる期間

縦覧期間中（令和8年7月31日から令和8年8月31日まで）

（郵送の場合は、縦覧期間内の消印有効。持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の8時30分から17時15分まで受け付けます。）

5 問い合わせ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課

電話：044-200-2156

ファクス：044-200-3921

Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp

（意見書はファクス、Eメール等では受け付けていません。ご注意ください。）

事業の名称・図書名	(仮称) 高津物流施設計画に係る事後調査報告書 (工事中)
意見書	
令和 8 年 月 日	
(宛先) 川 崎 市 長	
〒	
住 所	
フリガナ	
氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)	
川崎市環境影響評価に関する条例第 3 6 条の規定による意見書を次のとおり提出します。	
(注意事項等)	
1 意見は判読できるよう楷書ではっきりと御記入ください。	
2 環境の保全の見地からではない意見や、住所・氏名等の記載事項に不備がある意見書は意見書として取扱うことができません。	
3 表面の「意見書を提出する方へ」を御確認ください。提出方法は郵送、持参、ホームページ内フォームのいずれかです。電話、ファクス、Eメール等では受け付けていません。	
4 意見記入欄に氏名等の個人に関する情報を記載しないでください。	
5 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、住所・氏名・意見は必ずご記入ください。	
意見記入欄	
(1) 事後調査報告書の該当ページ番号等	
(2) 事後調査報告書についての環境の保全の見地からの意見	
提出期限 令和 8 年 8 月 3 1 日まで (郵送の場合は縦覧期間内の消印有効)	

――― 枠外には記入しないでください ―――